（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「並びに第百三十一条」を「、第百三十一条、第百三十二条並びに第百三十二条の二」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第四条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百七条第一項中「第九十条」の下に「、第百三十二条、第百三十二条の二」を加える。

国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令

国の所有に係る輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年九月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十四号

国の所有に係る輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分に関する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務大臣は、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十条の規定により政府に譲渡された輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式を予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）第四条の十第一項に規定する方法により一般競争に付そうとするときは、当該競争に加わろうとする者の買受けを希望する当該株式の数量について総数の制限を設けることができる。この場合においては、当該制限に関する事項を公告しなければならない。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三